

現在までの意見の概要

資料 1

1	第 1 回協議会の意見の概要	P	1
2	第 1 回協議会以降の取組紹介 1	P	2
3	第 1 回協議会以降の取組紹介 2	P	3

御池通の将来についての主な意見

京都を代表する素晴らしい通りにしていく必要がある。

景観とにぎわいの両方が必要である。
花やみどり、憩いのスペースが多い、歩いて楽しい街にして欲しい。

御池通の問題点についての主な意見

御池通の沿道において、沿道景観形成計画の内容にある3.1mの水平ラインの強調や1階への店舗の誘導などを義務化して欲しい。

植え込みにごみが捨てられていたり、ごみが散乱していたりする。

放置自転車が多い。

週末の夜など、暴走族（ギンギン族）がうるさい。

植栽が枯れていたり、管理が行き届いていない。

今後の進め方等についての主な意見

具体的なビジョンを描き、共有して育てていくことが必要である。

長期的な計画を立て、それを元に御池通を着実に良くしていくことが必要である。

ソフト（にぎわいの創出）とハード（景観面での法整備）で部会を設けて検討を深めてはどうか。

商工会議所内でも、さまざまな取組がなされており、当協議会との連携が必要である。

住民、事業者、行政のパートナーシップが必要である。

地元住民の意見を広く伺う機会が必要である。

2 第1回協議会以降の取組紹介 1

御池沿道関係者協議会委員と座長との懇談会

日 時：平成14年12月4日(水) 10時～12時

場 所：京都商工会議所4階 特別会議室

概要と主な意見

沿道事業者と商工会議所の方々に、御池通の目指すべき方向や景観形成及びにぎわい創出の方策について、自由に意見交換を行った。

沿道の建築行為に対しては拘束力のある規制が必要と考える。

建築物の高さ等に関する規制については、建築協定を検討してはどうか。

イメージしやすい形でのランドデザインが必要と考える。

1階店舗の義務付けを早急に行って欲しい。

沿道景観形成計画を、努力義務ではなく強い規制をかけて、にぎわいを創出して欲しい。

低層住宅を排除しようとは思っていない。様々な高さの建物があってもよいと思う。31mを超えるようなマンションは、一定の配慮が必要ではないか。

商業施設の誘致は、にぎわいの創出次第である。人がたくさん歩けば、自然発生的に店舗が出てくる。

仙台市の光のページェント等、毎月御池通でイベントが必要ではないか。

にぎわい創出のためのソフト施策（イベント・店舗誘致・歩道を使った施策）は商工会議所の全面協力が必要である。

3 第1回協議会以降の取組紹介2

ワークショップ

日時：平成15年 1月17日(金) 19時～21時
場所：京都市景観・まちづくりセンター

概要と主な意見

御池通沿道5学区の住民等の方々が、御池通の現状や将来の姿について、班に分かれて意見交換や議論を行った。最後に各班の意見の内容等をまとめ、それぞれ発表という形で紹介し合った。

京都市民のみんなが集まってくるような「憩う」「安らぐ」「集う」「賑わう」空間として活用することが大事。

御池通は、花と緑の通りにしたい。

ビルの1階は店舗またはショーウィンドウの設置を義務付けて、歩いて楽しい通りにして欲しい。

休憩するのに喫茶店、おしゃれなカフェなど飲食店が欲しい。

風俗・パチンコ・カラオケ等は好ましくない。

御池通は鴨川と堀川をつなぐ通りなので、大勢の人が散歩を楽しめるよう工夫が必要。

夜間、歩道照明が暗い。

ビルの窓に明かりを付けて、夜間も歩きやすくして欲しい。

御池通を定期的にイベントに活用することが大事。例えば、イルミネーションやオープンカフェをすれば良いのでは。

沿道のごみを皆で協力してきれいにしたい。

御池通に面して一般の人と学校の人が使用できるトイレを作って欲しい。

放置自転車を無くすため駐輪場が必要。

御池通の現状と取組 — その 2 —

資料 2

1	ごみ問題の現状と取組	P	1
2	放置自転車等の現状と取組	P	2 - 1
			P	2 - 2
3	植栽の維持管理の現状と取組	P	3
4	憩いのスペースの確保について	P	4
5	暴走族の現状と取組	P	5 - 1
			P	5 - 2

1 ごみ問題の現状と取組

1 現状

歩道や植樹帯などにごみの散乱が見られる。（右写真参照）

2 現在の取組

美化推進条例

京都市美化推進条例（平成9年8月施行）において、御池通は美化推進強化区域に指定されている。（平成10年3月指定、平成11年5月拡張）

それに伴い、ごみ箱と啓発看板を設置している。（右写真参照）

道路清掃

車道は、路面機械清掃を適宜行っている。

歩道及び植栽体は、人力清掃を適宜行っている。

環境美化実践活動に対して助成を行っている。

< 助成の内容 >

清掃用具の給付（手袋、ごみ袋）

清掃用具の貸与（火ばさみ）

ボランティア清掃ごみの回収



1 現状

平成14年5月30日(木)午後3時頃の調査によると、御池通の現状は下表の通りである。

堀川通から鴨川の間では725台の自転車、バイクが放置されている。

自転車が約7割、バイクが約3割という比率である。

烏丸通より東側の方が放置台数が多い。

(単位:台)

		堀川通	烏丸通り	河原町通	合計
		烏丸通り	河原町通	鴨川	
御池通 北側	自転車	134	76	24	234
	バイク	42	40	9	91
	計	176	116	33	325
御池通 南側	自転車	73	182	25	280
	バイク	32	81	7	120
	計	105	263	32	400
合計	自転車	207	258	49	514
	バイク	74	121	16	211
	計	281	379	65	725



2 - 2 放置自転車等の現状と取組 2

2 現在の取組

放置自転車等に警告及び撤去を実施。

(下写真参照)

月に1～2回撤去している。

中立売警察署は、河原町御池及び木屋町御池の交差点周辺で二輪の駐車違反取締りを実施。



3 今後の対応

京都市建設局にて対応を検討する。

今年度中に、美化及び放置自転車等についての啓発看板を設置する。(下図参照)

周辺での自転車等駐車場整備の可能性について調査・研究を行う。

京都市自転車等放置防止条例に基づく警告区域の拡大を検討する。



3 植栽の維持管理の現状と取組

1 現状

枯れている低木があるなど、維持管理が行き届いていない。（右写真参照）

2 現在の取組

散水は、適宜実施している。

低木の剪定は、1回/年。その他、適宜実施している。

低木の高さは、見通しの確保に配慮し、道路面から80～90cm程度にしている。

高木は、自然樹形を尊重して、交通等に支障がある場合を除き、剪定は行わない。

除草は、2回/年。その他、適宜実施している。

3 今後の対応

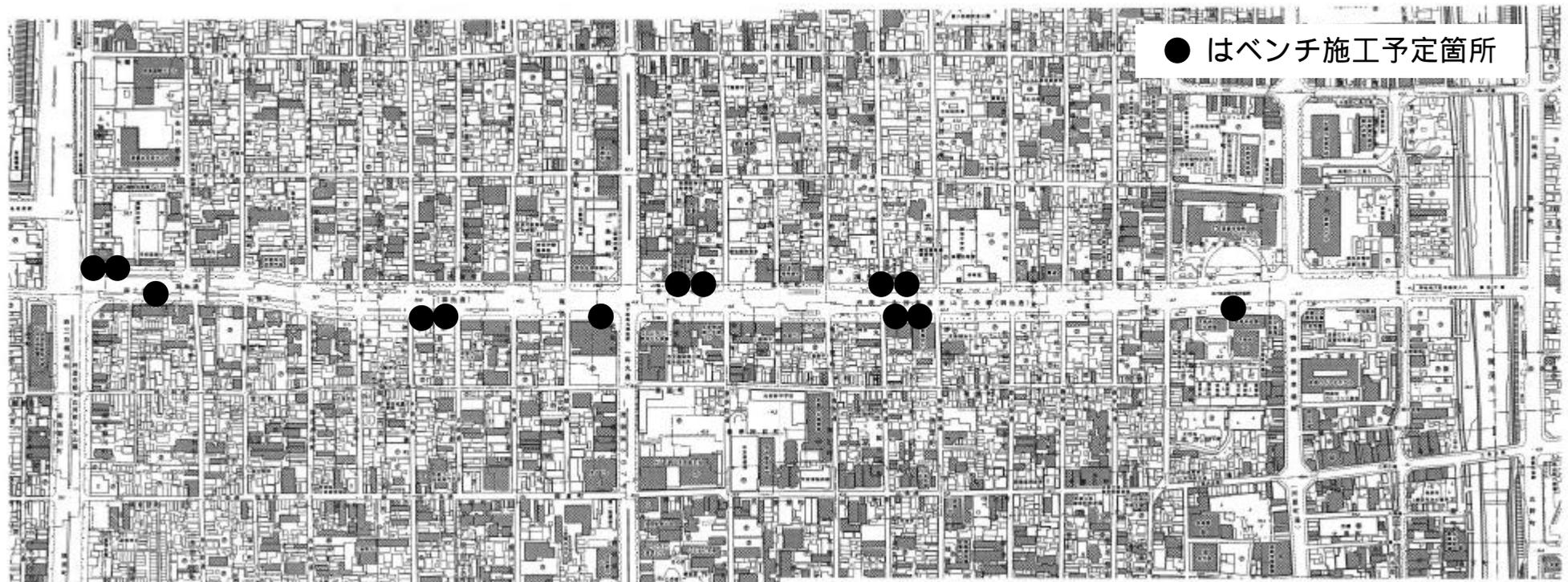
枯れている低木については、今年度中に補植を予定している。

今後の補植では、乾燥や高温に比較的強い樹種を選んでいく。



4 憩いのスペースの確保について

御池通シンボルロード区域に、憩いのスペースとして、今年度中にベンチを13箇所設ける予定である。



1 現状

市内（府内）全体の問題であり御池通に特別多いというわけではない。

把握しているグループ数等府内全域で27グループ、470名程度で二輪中心。

110番の苦情件数の減少、集団規模の縮小等から、取締りによる一定の効果は出てきていると考えられる。

2 現在の取組

日曜日等の前夜に警察本部の一元的指揮による特別取締りを実施し、共同危険行為等禁止違反事件等の検挙に努めている。

暴走族の解体、暴走族への加入阻止対策として、学校、地域及び職域を巻き込んだ暴走族追放気運の醸成を図るため、「暴走族を許さない社会環境づくりの会」を中立売署・五条署に設置している。

暴走族追放促進条例(案)を策定し、広場や駐車場など道路以外の場所での危険行為や、あおり行為を規制する。

（H15年2月府議会に提案）

暴走族あおり行為に懲役刑、京都の条例案に罰則（平成14年12月11日 読売新聞）

京都府警は11日、来年度施行を目指す暴走族追放促進条例案に、沿道で暴走行為をあおる悪質な見物人に懲役刑を科す全国初の罰則を設けると発表した。来年2月の府議会に提案する方針。

条例案は、府公安委員会が指定した区域で、奇声を出すなどして暴走行為をあおれば罰金10万円以下、再犯は同20万円以下または懲役3ヶ月以下としている。罰金だけの条例は愛媛、高知県などで施行されているが、府警は「懲役刑を導入して、抑止効果をより高めたい」としている。

1 現状（平成14年10月末時点）

オーディオ装置と大音量で響かせるなど改造した車で集まるのが特徴。

把握しているグループ数等府内全域で20グループ、70台、200名程度で四輪。

御池通の河原町通から高倉通に集まっていた。

週末には50台程度が駐車していた。

警察に警告されるたびに移動し、御池通、烏丸通、四条通、河原町通を回っていた。

2 現在の取組

陸運支局、五条署、中立売署による合同取締り（年5回程度）、検問、検挙等を行っている。

土曜日等週末には、通常のパトロールの他に、体制を強化して取締りを行っている。

府警本部交通指導課を本部として、昨年秋から年末にかけて、4回、約90人体制の大規模な取締りを定期的実施した。

11月 9日（土）

11月23日（土）

12月14日（土）

12月24日（火）

この結果、大々的に駐車して集まることは見られなくなった。

「ギンギン族」一斉取り締まり 京都府警 違法改造車30台検挙（平成14年11月24日 京都新聞）

京都府警は23日深夜から24日未明にかけ、京都市中京区の河原町通や四条通、御池通でオーディオ装置を大音量で響かせるなど改造した車で集まる「ギンギン族」に対する一斉取締りを実施した。

府警交通指導課によると、道交法違反で30台の車両を検挙した。違反の内訳は、はみだしタイヤや方向指示器灯の不良など、整備不良車両運転で14件、無免許運転1件、駐車違反8件、通行区分などその他の違反7件だった。

府警では、週末の深夜に集まる「ギンギン族」が、大音量や暴走などで近隣住民や通行車両に迷惑を与えているとして、約100人で一斉取締りを行った。

他都市の事例紹介

資料 3

- | | | | | |
|---|------------------|-------|---|---|
| 1 | 表参道 (東京都渋谷区) | | P | 1 |
| 2 | 定禅寺通 (仙台市) | | P | 2 |
| 3 | 中央通 (東京都中央区銀座) | | P | 3 |

1 表参道（東京都渋谷区）

表参道地区地区計画

表参道は、美しいケヤキ並木と洒落た建物が建ち並ぶ、幅員36mの道路である。ケヤキが非常に大きく育っているため、建物の外観は見えにくく、1、2階の景観が目に入りやすい道路である。

沿道の良好な景観と都市環境の維持増進を図り、さらに魅力ある街並みにすることを目標として、地区計画を決定している。

建築物等に関する事項の概要

用途の制限（建築できないもの）

- ・パチンコ屋、麻雀屋、ゲーム場等
- ・工場、営業用倉庫
- ・1階で表参道に面する部分の主たる用途を店舗、飲食店、展示場等の商業施設以外の用途に供する建築物

高さの最高限度

- ・最高限度は30m（工作物を含む）、地上8階まで。

形態または意匠の制限

- ・形態、意匠、色彩は、都市景観に十分配慮する。
- ・表参道に面する建築物の1階部分は、ショーウィンドウなどディスプレイに配慮したものとする。
- ・屋外広告物は、美観及び周辺環境を損なう恐れのないものとし、屋上広告塔等は設置してはならない。



2 定禅寺通（仙台市）

定禅寺通地区地区計画

ケヤキ並木が素晴らしく、「杜の都」仙台のシンボルロードとして整備されている。幅員は46mで、中央に幅12mの緑道がある。

仙台の新しい都市文化を創造・交流する、魅力のある街を形成していくことを目標として、地区計画が決定された。併せて、景観形成地区、広告物モデル地区にも指定されている。

建築物等に関する事項の概要

用途の制限（建築できないもの）

- ・ 1、2階部分が住宅や集合住宅等であるもの
- ・ パチンコ店、麻雀屋、ゲーム場等
- ・ ラブホテル、キャバレー、ダンスホール等
- ・ 特定の事業を営む工場、営業用倉庫 など

高さと敷地面積

- ・ 10m以上
- ・ 200㎡以上

壁面後退

- ・ 1～3階部分 道路境界線より1.5m以上後退
- ・ 31m以上の部分 道路境界線より4m以上後退

形態・意匠

- ・ 外壁や看板等は、けやき並木と調和し美観に配慮。
- ・ 看板等で建築物の中高層部に設置するものはビル名等の自己用のものに限る。 など



3 中央通（東京都中央区銀座）

銀座地区地区計画

東京銀座は日本有数の商業地である。その中心である中央通りは、沿道に百貨店、ブランドショップ、その他多くの商業施設が建ち並ぶ、幅員約27mの道路である。老朽化した建物が多く、景観的にも看板の方が目立つ状況である。

にぎわいと活力ある都心商業機能の再生、都心商業地域にふさわしい街並みの形成を目的として、街並み誘導型の地区計画が決定された。

建築物等に関する事項の概要

用途の制限（建築できないもの）

- ・ 建築物の1階を店舗や飲食店などの商業用途に限定。

容積率緩和の制限

- ・ 道路幅員(12m未満の道路)による容積率制限を緩和し、指定容積率まで使えるようにする。基準容積率を超える部分は「店舗または住宅」の用途に限定する。

斜線制限の緩和

- ・ 前面道路の幅員が11m以上の場合、道路斜線や隣地境界線制限に代えて、指定容積率と道路幅員に応じて建物の最高高さを決める。

壁面の後退

- ・ 建築物の壁面を道路境界線から「0.5m」後退させる。中央大通りでは、壁面の後退距離は「0.2m」とする。

